



監査告示第8号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和3年3月25日に実施した
定期監査結果を別紙のとおり公表する。

令和3年4月26日

宇佐市監査委員 佐藤 博美

宇佐市監査委員 井本 裕明

令和2年度第9回定期監査結果報告

1. 監査の対象、期日

図書館 令和3年3月25日

2. 監査の場所

41会議室

3. 監査の範囲

令和2年4月1日から令和3年1月31日までの令和2年度事務事業に関する執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については遡及しました。

4. 監査の方法

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的に行われているか、また、前回監査の指摘要望事項が改善されているか等に着眼し、担当課から監査資料により説明を聴取するとともに、財務事務並びに個別の事務事業について、関係書類の調査及び関係職員の説明を聴取し監査を実施しました。

5. 監査の結果

監査の結果において後述する事項については、早急に是正するよう検討され、その具体的結果を令和3年5月24日（月）までに文書により報告してください。

監査結果を参考として措置を講じられたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処してください。

なお、本報告書に記載するに至らない軽微な事項については、監査を進めるなかでその都度、担当課に指摘し改善を求めました。今後も引き続き適正な事務処理に努めてください。

【指摘事項】

- ・宇佐市民図書館清掃環境衛生管理業務委託について

当該業務委託の契約条項第3条において、契約保証人として「受注者は、業務を完了することができない場合に、自己に代わって自ら業務を完了することを保証する者を業務完了保証人として立てなければならない。」と規定されており、その保証人の要件について「建築物環境衛生一般管理業務」等の県知事登録を有する者となっていました。しかし、この登録の有無についての確認がなされていませんでした。登録の有無を確認するとともに、登録証（写し）等を添付してください。

【注意事項】、【要望事項】

- ・ともに該当なし

令和2年度第9回定期監査結果報告

1. 監査の対象、期日

総合政策課 令和3年3月25日

2. 監査の場所

41会議室

3. 監査の範囲

令和2年4月1日から令和3年1月31日までの令和2年度事務事業に関する執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については遡及しました。

4. 監査の方法

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的に行われているか、また、前回監査の指摘要望事項が改善されているか等に着眼し、担当課から監査資料により説明を聴取するとともに、財務事務並びに個別の事務事業について、関係書類の調査及び関係職員の説明を聴取し監査を実施しました。

5. 監査の結果

監査の結果において後述する事項については、早急に是正するよう検討され、その具体的結果を令和3年5月24日（月）までに文書により報告してください。

監査結果を参考として措置を講じられたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処してください。

なお、本報告書に記載するに至らない軽微な事項については、監査を進めるなかでその都度、担当課に指摘し改善を求めました。今後も引き続き適正な事務処理に努めてください。

【指摘事項】

・契約事務について

基本的な契約事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認されました。

今後は、契約に関する法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な契約事務を執行してください。

- ① 住民税課税支援システム機器賃貸借について、落札者からの契約関係書類の提出が遅延していました。契約関係書類は、落札の通知を受けた日から7日以内に提出されなければ、その落札の効力を失うこととなります。当該契約においては10月17日に落札を通知しており、10月23日までに書類の提出が必要でしたが、10月29日提出と遅延していました。

本来であれば、契約は締結できず、入札保証金相当の見積金額5%の違約金を納付してもらい、見積執行を再度やり直すこととなります。また、この事業者は指名停止となります。

- ② 特別定額給付金対応に伴うシステム改修業務委託における契約保証金の免除について、契約事務規則第7条第1項第4号を適用されていました。第4号では、まず入札参加資格を有することが条件となっています。当該業務委託の契約先の共同企業体については民法上の組合であると解され、構成員である企業とは別組織となります。従って、構成員として入札参加資格があっても共同企業体として入札参加資格がないので、第4号をもって契約保証金の免除はできないこととなります。

【注意事項】

- ・該当なし

【要望事項】

- ・特命随意契約について

貴課所管の業務委託等については、特命随意契約によるものが多くあります。契約の透明性、公平性、競争性等が厳しく問われている中、特にその随意契約とした理由や業者選定の理由については細心の注意を払い、契約事務を執行されるようお願いいたします。

令和2年度第9回定期監査結果報告

1. 監査の対象、期日

危機管理課 令和3年3月25日

2. 監査の場所

41会議室

3. 監査の範囲

令和2年4月1日から令和3年1月31日までの令和2年度事務事業に関する執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については遡及しました。

4. 監査の方法

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的に行われているか、また、前回監査の指摘要望事項が改善されているか等に着眼し、担当課から監査資料により説明を聴取するとともに、財務事務並びに個別の事務事業について、関係書類の調査及び関係職員の説明を聴取し監査を実施しました。

5. 監査の結果

監査の結果において後述する事項については、早急に是正するよう検討され、その具体的結果を令和3年5月24日（月）までに文書により報告してください。

監査結果を参考として措置を講じられたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処してください。

なお、本報告書に記載するに至らない軽微な事項については、監査を進めるなかでその都度、担当課に指摘し改善を求めました。今後も引き続き適正な事務処理に努めてください。

【指摘事項】

・契約事務について

宇佐市土砂災害ハザードマップ作成支援業務委託について、落札者からの契約関係書類の提出が遅延していました。契約関係書類は、落札の通知を受けた日から7日以内に提出されなければ、その落札の効力を失うこととなります。当該契約においては7月2日に落札を通知しており、7月8日までに書類の提出が必要でしたが、7月9日提出と遅延していました。

本来であれば、契約は締結できず、入札保証金相当の見積金額5%の違約金を納付してもらい、見積執行を再度やり直すこととなります。また、この事業者は指名停止となります。

今後は、契約に関する法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な契約事務を執行してください。

【注意事項】

- ・宇佐市安全安心まちづくり事業補助金について

当該補助金のうち防犯灯設置を対象とするものについて、その補助金額が交付要綱において「LED型防犯灯：当該経費の3分の2以内（ただし、20,000円を上限とする。）」と規定されていますが、この場合、複数基導入した時でも上限は20,000円になると解されます。実際に某自治区の取替4基で64,532円の補助としているものがありましたが、本来は上限の20,000円を補助することとなります。

今後、不適正な事務を生じさせないためにも、上限額に「1基当たり」を追記するなど交付要綱を見直してください。

【要望事項】

- ・該当なし